

# 公 示

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 8 年 4 月 8 日

第一管区海上保安本部長

石崎 憲寛 (公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
  - (2) 住所 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 1 号
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区域 北海道岩宇・南後志地区沖 (付図のとおり)
  - (2) 期間 令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 8 月 20 日まで
  
- 3 水路測量の実施方法  
G N S S による測位、音響測深機による水深測定
  
- 4 航行船舶に対する安全措置
  - (1) 水路測量実施船は、水路業務法施行規則第 6 条に定める標識 (白紅白の燕尾旗) を掲げる。
  - (2) 一管区水路通報にて周知する。

